

●香川県告示第297号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の規定により、香川県証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成25年6月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定年月日

平成25年6月6日

2 所在地

観音寺市南町5丁目2番39号

3 名称

香川県建設業協会西讃支部

4 売りさばき場所

観音寺市南町5丁目2番39号 香川県建設業協会西讃支部会館内